

# 利用者負担額(保育料)等の軽減・減免について

本市では、以下のとおり3歳未満児の利用者負担額(以下、「保育料」といいます。)の軽減・減免制度を設けています。条件に該当し、軽減・減免をご希望になる場合は、それぞれの事項に応じた必要書類をご提出ください。

事項	必要書類	備考
<b>長期欠席による減免</b> 児童が病気や怪我により <u>同月内に15日間以上連続して登園できなかった</u> ときは、当該月の保育料を半額にします。 【裏面参照】	・欠席届 ・医師の診断書 (加療に要した期間が <u>実際に欠席した期間と同じかそれ以上で、15日以上必要であった旨が明記されているもの。医師名、病院名明記。コピー不可。</u> )	欠席届の様式は各施設にもあります。記入後は速やかに保育幼稚園室にご提出ください。 <u>ただし保育認定を受けて保育所等を利用する場合、連続して2か月を超える欠席については、いかなる理由であっても退所となります。</u> なお、欠席届には各施設の証明印が必要です。 【提出期限:令和8年4月10日】
<b>特別支援学校幼稚部・児童福祉施設在園による減額</b> きょうだい特別支援学校幼稚部、児童福祉施設(杉の子学園、わかたけ園、吹田療育園等)を利用している場合は、保育料を減額します。	・利用者負担額(保育料)負担軽減申請書 ・在園・通園証明書(事前に申請する場合は、在園・通園予定証明書でも可。週4日4時間以上の通園が確認できるもの)	右のQRコードの電子申請フォームから申請してください。在園・通園証明書は各施設に依頼してください。 <u>申請のあった月の翌月分(4月及び9月については当月分)の保育料から減額します。</u> 
<b>収入の減少に伴う減免</b> 大幅な減収となったときは、保育料を減額します。 <u>(ただし、産休・育休による減収を除く)</u> 【裏面参照】	・教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額減免申請書(所得減免) ・確定申告書又は源泉徴収票(写し)	右のQRコードの電子申請フォームから申請してください。 <u>申請のあった月の翌月分(4月及び9月については当月分)から減免の対象となります。</u> 
<b>災害に伴う減免</b> 災害により住宅等に全・半壊等の被害を受けたときは、保育料を減額します。	・損害額明細書 ・罹災証明書 ・教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額減免申請書(災害減免)	右のQRコードの電子申請フォームから申請してください。 
<b>多子世帯に対する軽減</b> 保護者と生計を一にする全ての子どもをきょうだいとカウントした場合に、最年長の子どもから数えて、第2子以降となる満3歳未満児の保育料は無料になります。	・ <u>原則、申請不要</u>	施設を利用する児童の兄又は姉が大学在学等で別居(住民票の住所が別)であっても常に生活費、療育費等の送金をしているなどの場合、生計を一にしているとみなす場合があります。申請をご希望の方は右のQRコードの電子申請フォームから申請してください。 
<b>ひとり親世帯等に対する軽減</b> 市町村民税所得割額が77,100円以下の場合で <u>ひとり親世帯又は障がい者在宅世帯の場合は、全ての子どもを無料</u> とします。	・ <u>原則、申請不要</u>	新たに該当することになった場合は、支給認定の変更申請が必要になります。右のQRコードの電子申請フォームから申請してください。 

※ 電子申請を行える環境にない場合は、紙ベースでの申請も可能です。申請書の様式は保育幼稚園室にありますので、必要な場合はお問い合わせください。

【裏面もご覧ください】

## ☆長期欠席による減免制度について

3歳未満の利用児童が、次の表の左欄に掲げる事由に該当する場合、保育料は同表の右欄に掲げる金額となります。

事 由	徴 収 金 額
利用者の疾病その他やむを得ない事由によりその月内で引き続き15日以上欠席したとき	その月分の2分の1に相当する金額

(※本制度が適用されない場合の具体例)

9月28日から10月11日まで、2か月にまたがり15日間病欠をされた場合

→9月・10月いずれも、同月内で欠席数が15日間に満たないため、減免対象とはなりません。

## ☆大幅な減収となったとき(ただし、産休・育休による減収を除く)の減免制度について

失業等により所得が大幅に減少したために生活が困難になったなど下記の要件すべてに該当する場合には、3歳未満児の保育料が減免になる場合があります。

【大幅な減収となったときの減免の要件(全項目に該当していることが必要です。)]

1	保育料算定根拠となった年の保護者(父及び母等)の総所得金額の合計が1,200万円未満であること。
2	当該年中の税額を推定するための書類(源泉徴収票、確定申告書等)を翌年2月末までに提出していること。
3	保育料算定の階層が <u>3階層以上</u> 変更となること、又は、2により推定した当該年度の市町村民税額が市町村民税所得割非課税世帯(C階層)以下となること。

※保育料が減免になる場合、減免申請された月の翌月(4月及び9月の申請については当月分)から減免を適用します。2の『当該年中の税額を推定するための書類』については、所得が確定し、提出可能となるのが当該年度の1月以降になりますが、それ以前の月からの減免を希望する場合は、事前に減免申請書を提出していただく必要があります。

※その他、詳細につきましては、保育幼稚園室にお問い合わせいただけますようお願いいたします。

## ☆その他の減免について

### 3歳以上児の副食費の免除について

3歳以上児の給食費のうち、副食費(おかず・おやつ)について、下記の要件のいずれかに該当する場合は徴収を免除します。

申請は不要で、対象者には保育幼稚園室からお知らせします。

1	保育料算定根拠となった年度における利用者世帯の市民税所得割額が保育所等の保育利用については57,700円未満(ひとり親世帯等の場合は77,100円以下)、幼稚園等の教育利用については77,100円以下の場合
2	所得階層にかかわらず、認可保育施設等を利用する未就学児をカウントした場合に第3子以降に該当する場合

### 3歳以上児の教育・保育施設給食費(以下「給食費」)の減額について

【市内公立保育所、市内公立認定こども園、及び市内公立幼稚園のみ】

同月内に連続して15日以上欠席する場合やアレルギー等の理由により給食が不要である場合は、給食費の減額の対象となります。保育料減免とは異なり、欠席の理由は問いませんが、前月25日までに市立教育・保育施設給食費変更届」を保育幼稚園室に提出してください。変更届は、施設又は保育幼稚園室にあります。

一度提出していただきますと、その年度内においては、毎月の提出は不要です。(同届には、**園長の確認印が必要**です。)

### 延長保育料の減免について

【市内公立保育所、市内公立認定こども園、及び市内公立小規模保育施設のみ】

延長保育料の月額利用登録者については、児童が病気等によって、その月の全日を欠席した場合に限り、全額免除の対象となります。(保育料や給食費の取扱いとは異なりますのでご注意ください。)なお、延長保育料の減免申請については、保育料の減免申請として使用する「欠席届」の提出をもって、受付けしたものとさせていただきます。

軽減・減免申請は、申請期限までに行ってください。期限後は、理由の如何を問わず減免することができません。

#### 【申請期限】

申請期限に特段の記載をしていない軽減・減免 令和8年3月31日(火)

長期欠席による減免 令和8年4月10日(金)

※申請期限は上記のとおりですが、申請日より減免額が変わる場合がありますので、ご注意ください。